

## 滋賀県環境審議会自然環境部会議事録

日時：平成22年(2010年)7月23日(金)

13時30分～16時00分

場所： 大津合同庁舎 7 - A会議室

出席委員：

10名中8名出席

出席：生駒委員、岡田委員、須藤委員、寺田委員、深町委員、平山委員、松井委員、松山委員

欠席：濱崎委員、岩田委員

議題：

1. 県指定沓掛鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）
2. 県指定鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）
3. 県指定鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）
4. ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の見直しについて(諮問)
5. その他

議事概要：

事務局：

定刻となりましたので、ただ今から滋賀県環境審議会自然環境部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中御出席を賜りましてありがとうございます。開催にあたりまして、自然環境保全課長 黒川から一言ご挨拶申し上げます。

課長：(あいさつ)

事務局：

議事に入ります前に、今期第1回目の自然環境部会となりますので、委嘱された委員の皆様についてご紹介させていただきます。

(各委員の紹介)

続きまして、当部会の成立について確認させていただきます。当部会の成立には、滋賀県環境審議会条例第6条第6項において準用する第5条第3項の規定により、部会委員の過半数の出席が必要でございます。

本日は委員 10 名中、8 人の出席を頂いております。したがって、本日の自然環境部会が成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、部会長を決めたいと思います。滋賀県環境審議会条例第 6 条第 3 項により、部会に属する委員の互選によって定めることとなっております。

前回に引き続き、松井委員に部会長をお願いしてはと、事務局として考えておりますが委員の皆様いかがですか？

(異議なしの声)

それでは、部会長が決まりましたので、部会長の席に移動していただき、ご挨拶をいただきたいと思います。

部会長:(あいさつ)

ありがとうございます。2 年間、よろしく願いいたします。

それでは、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。次第に資料一覧を付けておりますので、御確認をお願いいたします。

本日の議題は、鳥獣保護区特別保護地区の再指定および、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の見直しでございます。この議題につきまして、御審議いただきたいと思っております。

進行につきましては、滋賀県環境審議会条例第 6 条第 6 項において準用する第 5 条第 2 項の規定により部会長が議長となると定まっておりますので、松井部会長、よろしく願いいたします。

部会長:

わかりました。では、お手元の議事次第に従いまして、審議に入りたいと思います。鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、事務局より説明をお願いします。

事務局:(説明)

部会長:

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見・御質問はございますか。

委員:全部の地域に共通する話なのですが、地元の方は鳥獣被害に困っておられて、今回の指定とは直接的に関係ないけれど対策としては今後も県と市が協力してやっていくということですが、具体的にどういうことを他の地域と同じなのか、この地域に更に行うのかわかりませんが、今回の要望を受けて何かやっていかれるのでしょうか？

事務局:特に今回何か特別にということではないですが、まず捕獲ということがあります。ニホン

ジカにつきましては県全体で捕獲目標を8500頭と定めていまして、それにつきましては鳥獣保護区にかかわらず通年で獲っていこうということがありますので、それをどんどん各場所で進めていただくというのがひとつです。それからもうひとつは集落自体の対策というのが非常に重要になってきていまして、特に今、県の方でお願いしていますのは、集落ぐるみの対策をしようということ強く言っています。集落全体で獣にとって魅力のない集落を作ろうということを重点的にやっています。それをするには、集落の皆さんにも色々手間をお願いしないといけない部分もありますので、こういった話が出てきたのを契機に地元の方も、「我々も何かするべきことがあるのではないかと。たとえば、柵を作ったにしても、どういうところに弱点があるのかとか、あるいは集落の中に、収穫していない柿があったら、そういうのはだめだとか、あるいは稲を刈ったあとの二番穂をそのままにしていたら、それに獣がやってくるのではないかと、そういったところを集落の皆さんに気づいて頂いて、それを無くすようにしようと集落全体で獣に対して対抗していこうというような意識をもってもらうようにしていますので、それはこちらから押し売りするとあまり上手くいかなくて、やはりその集落で「よしやろう」という気持ちになって頂くのが大切です。こういった話があるのを契機に集落の方とも考えて話を進めていけたらいいなというようなところです。

委員：質問の意図としては、こういうふうな所で条件付き賛成というようなかたちで条件として地元が提示した分に対してそのままというよりも何らかの返答なり対応が見えるなとかたちでやっていくと今後こういう風な再指定があったときに、よりスムーズにいくのではないかとということなので、そのへん考えて。

事務局：やはり鳥獣保護区という名前と実際の規制の違いが問題で、鳥獣保護区という名前だけのイメージでとらえていらっしゃる方が多いですので、今のおっしゃった意図でいきますと、鳥獣保護区はこういう地域なのです、という説明を我々としてももっときちっとしていくという事が次につながるという意味ではそこがかなり重要だと思っています。

委員：それと関連してですが、みんな鹿とかで被害がでているということで、条件付きの賛成ということですが、有害駆除の捕獲というのは地元の人がやってくれるということですか？誰がやっているのですか？

事務局：基本的には市が行っておりまして、猟友会さんに委託するというのが一般的ですので、こういった事例に限らず、集落からちょっと被害があるから有害してくれというような声があった場合に市としては分かりましたということで、何日間か猟友会の方にその地区の周辺に入ってもらおうとか、そういったことをされています。

委員：特別保護地区になったからといって、猟友会の人が入ってはいけないのではないかとこの感情を持ったりはしないのですか？

事務局：しないですね。

委員：私はずっと京都の美山町で研究をしてきたのですが、芦生というところなのですが、特別保護地区の指定をされてから、関係あるのか分からないのですが、すごく鹿の被害で先ほどの湖西地域みたいな全然、下層植生がない状態になってしまっているのですが、数年前からそれをわざわざ猟師の人に頼んで入るようにしてもらったら、だいぶ効果があるということなのですが、それまで指定されてから、けっこう銃弾とかも落ちていたのに、指定されてからそういう

事がなくなったので、やっぱり猟友会の方が指定されたから入らないということがあるのではないかと思います。そのへんの説明とかはちゃんとされているのですか？

事務局：そうですね。基本的に有害鳥獣捕獲の実施主体は市ですから、市として必要性があればその場所でもやりますし、そのように指示します。今回指定する地域につきましてはどちらかというと、集落から少し離れたところにありますので、おそらく特別保護地区に入らずとも、周辺で捕獲をすれば足りるのではないかと思います。

委員：県全体で8500頭と言っていましたけれども、地域ごとに、鹿の行動範囲というものがあると思うのですが、地域ごとの密度推定とか、それに基づいての捕獲量の設定というのはされないのですか？

事務局：県全体を4つの区分に分けていまして、その区分ごとに8500頭を割り振るかたちで、設定はしています。ただ、それに基づいて市町ごとですとか、5kmメッシュごとの数字も出るのは出ますが、精度が悪くなりますので、そこまで公式には出していないです。

委員：だんだん話がずれてきたのですが、せっかくずれてきたので、特に鈴鹿でよく分かると思うのですが、農林業被害の無い地域でも鹿の被害が間接的に出てきていますよね。

部会長：この次やりますので、今はこの沓掛で。

委員：はいわかりました。でも全体に共通すると思うのですが、間接的に出てきているのですよね。

こういう被害が。農林業被害の対策については、今の方向性で良いと思いますが、山野の植生への被害については、さきほど提示された写真では、湖西のものが出ていましたが、こういった事が県内で相当出ていまして、恐らく今一番ひどいのが鈴鹿山系なのですが、それは農林業被害として間接的に今回出てきていますが、ちゃんとひらっかないと出てこないですし、やっぱりこういった地域は狩猟次第ということで、有害はいろいろハードルが高いのでハンターも山奥までは行きにくい、私自身もなかなか行きにくいですから、もっとプランを持ってこの地域、例えば鈴鹿の北の方とか恐らく次、大台ヶ原になりそうところはあそこですから、そういうところをモデル地区にして集中的な高効率捕獲のステージにして県として戦略的にやってみる場所にするとか。全域でやるのは大変ですから、多分鈴鹿で良いと思いますが、そこで戦略的に、効果的なモデル地区の設定をして大量捕獲をやってみるとか、それも市町村に任せられないので、特定計画の範囲のなかでそういうことを計画するとか、自然林の下層植生に対する影響とかなかなかひらえないので、そういう視点でせっかく出てきているので、また別途考えて頂けたらと思います。

部会長：鈴鹿の方でも他の方の意見を伺うことにして、沓掛に関してそのほかにまだございますか？ 猟友会の濱崎委員は今回欠席で、意見があったかもしれないので残念なのですが。公聴会については川道さんが議長をされたということですが、特別保護地区であっても有害鳥獣の捕獲が出来るということを説明されてもなおかつ、このような条件付きの意見が出てくるのですか？

事務局：そうですね。そういうことを言ったということを残しておきたいということだと思います。こちらからも説明はしていますが、集落の自治会の代表などといった形で公聴会に出席されていますので、自治会としてこういうことを言ったということがオープンになるということもあって、条件付き賛成にしましたということの説明をされていた人もいました。

委員：沓掛の話ですが、今回3箇所の中では人工林が圧倒的にある。林道を築いて、人工林がべったり植えられている場所は沓掛だけなのです。他の鈴鹿と比良の方はほとんど自然の広葉樹林帯になっているのですが、ですから同じ議論を3箇所にぶつけるとおかしな部分が出てくるのですが、私が現地に入って思うのは沓掛の場合、特にですが県境なのです。したがってこちらに仕組みがあっても福井はどうするのかとか、そういうことで滋賀県でバンバン音がすれば一時、福井へ行って、福井でドンドン音がすればまた滋賀県に出てくると、こういう繰り返しも当然起こってくると思いますので、近隣府県との連携、効率的にという意味で言えばやはり集中的にと、というような鹿の個体数制限をしないと、ただただ結果が得られないで説明ばかりしている状況が続くのではないかと思います。

部会長：隣の福井県がどんな事をやっているか情報は入って来るのですか？

部会長：そうですね。どの場所でどれくらい捕れているかとかどういう対策をしているとか・・・。

部会長：この沓掛と隣接するところは、シカの捕獲は冬については別の所でやってもらったらどうですか？というのは、渡り鳥が通過するということで重要な地域だとしていますよね。だいたい10月ごろかな？

委員：10月、11月ですね。

部会長：渡り鳥にとっては、銃声がない方がいいので、そんなことがあってもいいかもしれませんね。特にこの渡り鳥というので岡田委員に伺いたいのですが、計画書の「生息する鳥獣類」の中には入っているのですか？

委員：はい、生息している鳥獣類の中には貴重なものも入っていますけれども、銃にかかりそうな鳥はあまりないので、事故はあの場所では起こっていないのではないかとみていますが。

部会長：質問の意図としては、特別保護地区としてまた更新していくという理由に渡り鳥が云々というのなら、具体的にどんな渡り鳥がという話だったのですが、そういうところが入っていると分かりやすいのですが、私にはちょっと分かりませんが。

委員：多分、県のほうで考えて作った文書では、北陸と琵琶湖を行き来している鳥たちがメインで考えていると思います。それから、季節によって移動しているものも、そのルートを通ると思います。真上を飛んでいるということには間違いありません。

部会長：理由の中で大きな面積を占めているのですが、具体的なデータみたいなものが出てきてないので、ちょっと分かりませんが。

委員：特別保護地区が鳥類の繁殖地としても云々という文書が出てきますが、いささか植林ばかりの森にむかって、あれなのですが、保護区制度を作った当時は指定しやすいところ、少しの面積でも、ということで県有林を中心に保護区が作られていますので、あまり種にこだわらず、というふうには理解をしています。

部会長：そのほかはいかがでしょうか？それでは先ほど鈴鹿のほうもすでに出てきましたので、全体を通して共通点があればまたあとで議論するとして、鈴鹿の方に進みましょうか。

部会長：では続いて鈴鹿特定公園鳥獣特別保護区についてご意見、ご質問を伺いたいと思います。須藤さんなにか続きありませんか？

委員：特に鈴鹿は滋賀県内ではかなり優先順位の高い鹿対策をしないといけない場所になっていますので、多分5年くらいほっておくと、今回の指定区域よりももっと北なのですが、御池岳か

ら鈴ヶ岳あたりとかはきっとひどい事になっていると思います。何をしていたんだといわれるのではないかと思います。今はもう鹿牧場的になっていて、常々、ちょっと見ると15頭みたいな、ぱっと見るとぱらぱらぱらというような自然の状態ではもはや思えないようになってるので、大台ヶ原の経過を見るとああいう風になってから確か5年くらいしかもっていないですね。まあ地質も違うし植生も違うので、同じようになるとは言えないですが、相当注意してここを見ておかないと、ここを中心に鈴鹿全体ですね。御在所岳のあたりはややましだと思いますが。大変な事になるのでは。そうなるからの大変さは寺田委員がよくご存じだとは思いますが。国有林の方は大変ですよ。先手必勝なので、今のうちに、まだ下層植生があるうちに、かなり草原っぽくなっていますけど。

部会長：鹿を含む有害鳥獣の保護管理計画については別の計画を立てていますよね。何頭獲るとかいった話を。そういったものに加えて、こういう特別地区みたいなことを再指定したりするときに、特別枠のようなものを考えておいたほうがいいのではないかと、特に鈴鹿の・・・

委員：そうですね。モデル地区みたいなものを作ったら・・・

事務局：それでその、今捕獲は主に市町がやるということになっていますが、やはり農業被害という方が声が大きくて、植生の被害というところまではいかないです。それから、山奥の方がアクセスが悪くて獲りにくいとか、そういう事情でどうしても捕獲は集落近辺にかたよりがちだというようなところでのご指摘であるという風にとらえています。そこにこれ以上市町任せで山奥の方まで獲ってくれといっても、そこまで市町としてはモチベーションが上がりにくいということが現状ですので、森林の方でも捕獲をすすめていくことが何らかの必要があると思います。もちろん、総捕獲数を増やすためにもそういうアプローチが必要になってくるというような認識ではあります。

部会長：だから市町任せではなくて、県が直接乗り出すとか、県が指導的立場にたって、やるとかそういったことがきつと必要なのでしょうね。そういうことを望んでいるのではないのでしょうか。だから、保護区とか言って指定するだけか、とかそういう印象を持っているのではないのでしょうか。

事務局：参考までに聞かせて頂きたいのですが、ここの鈴鹿で例えば、有害鳥獣捕獲をしっかりとやりましょうと言った場合、どういう風に寄り付けばいいのか。道がないですよ？

委員：歩いていくしかないですね。

事務局：歩いて行ってという話ですよ。

委員：なかなか厳しいと思いますが。

事務局：条件的には厳しいですよ。

委員：そうですね。普通に有害捕獲が来たら私だったら米原市一円で何頭ときますよね。わざわざ行きませんよね。家の近くで獲っておこうかとなるので、ここは特別にやらないと、いわゆる保護区は保護区なのですが、おかしいですが、野生動物から植生を守るというような視点で、何か別の対策を設けないと、今の対策のままでいくら頭数を増やしても無理だろうなと思います。

事務局：林道が通っている場所はないことはないですよ。もちろん今日ご議論頂いているような場所は難しいですが、御池の方には林道がありますし、霊仙も上の方まで林道がありますので、

そういった所から考えていくような点かなと私は受け止めました。

委員：国定公園のひとつの関連とか自然再生とかそういう観点から何か環境省とかも含めて対応はできないのでしょうか？

事務局：何カ所かそういう問題になっているところがあって、確かに山奥でというとなかなかとれないというところがあるので。環境省で話題になっていたのは南アルプスですごく高い高山帯まで鹿が現れ出して、それをどうするのだと、それは普通に有害の枠組みに出来るのかという議論があって、各地でそういう議論が起こっているのは事実ですけど、みんな困っていると、そういうところだと思います。あんまり解決策があるという感じではないと思いますけど。

委員：さっきの話に一部戻りますが、反対意見が公聴会においてこれだけ出るということは、区長さんが帰ってみんなに説明する必要があるのでは、出しているということもあると思うのですが、やっぱり現場の声が、言ってもみんなはね返されていて、現状となんら変わらないということへのジレンマがこれからますます募ると思うのです。僕ら山に入っている人間は、今鹿がどんな状態か、非常に危機感を持っています。特に先ほど出た鈴鹿の東北の方ですね。霊仙なんて言ったら昔の面影が全然消えてしまっていますし、ただの草地になってきましたね。それで、ものすごい数の群れがどーっと双眼鏡で見たら群れがいつまでも切れないですから、横向いて歩いていくのですが、ものすごい数です。だからそういう声をしっかり聞き止めてもらわないと、もう言っても一緒だから、会議に出ても言わないということになっていってしまうと思うのです。じゃあ県の人々がどれだけ山に入って現状をみられるかですが、なかなか見られませぬものね。ということはやっぱり現場をどれだけ知って、行政をするかという原点にたったら、やっぱり現場の声をどれだけ聞いて、他人事と思わずに、聞き止めてくれて何らかの施策に反映させてくれるか、ここの資質だと思うので、あんまり答弁に終始しないで、何か、これは出来ないけど、これ一つは何とか出来そうだとか、的を絞って返答してもらわないとだれも何も言わなくなると思うのです。そのぐらい今、鹿については、事態は深刻です。調査に行ったら必ず鹿の群れが出てきます。今年は、イノシシや、鹿や、アナグマにもタヌキにも四つ足ばかりです。出てくるのは、そんなので山は非常に四つ足でにぎわっています。

委員：実際他府県では、こういう鳥獣保護区の現状とかに接している中で、地元の反対でそれが出来ないケースが出ていますので、滋賀県が全体としてどうか分かりませんが、隣の府県の状況を見たら、すでにそういうふうな実際の行政にはね返ってくるような状況にあると思います。

部会長：他府県で、そういった反対意見がでて、更新が出来ないということがあったのですか？

委員：ありました。

部会長：その反対というのは、どういうことなのでしょう？

委員：同じですね。やっぱり保護区にすることで・・・

部会長：要するにそれは、保護区にすることで捕獲が進まなくなるからということなのでしょう？

委員：それもあります。ある程度保護区にすると、何も出来なくなるという概念はあるのですが、結局そういうのを受けたら、地域全体で自分のところだけが損をするというような感覚がすごくあるので・・・

部会長：それはちゃんとした実情が理解されていないということがあるのですね。現実に捕獲ができるかどうか、道がないとか、さっき言ったようなことはあるけれども、それが要するに保護

区になっているからだとということと結び付ける・・・。

委員：そういう思いが強いですし、多分、こういうふうに言っても何の対応とかもないというようなことが両方セットになっているのではないかと思います。

部会長：これは今日の議題とは離れることですが、有害鳥獣みたいなことをやる部会で、いかに人の少ないところで大量に鹿を捕獲するか、とか自衛隊の力をかりるかとか、そんなところまで増えて、本当にまじめに考えないと、仕方がないわけですね。南アルプスの話というのも、少し前にこの件で、シンポジウムをやったときに、信州大の中村さんが話したときに彼が、南アルプスはこんな風になっていて大変ですよという話を言っていて、あれから5年くらいたちますが、その後あそこもどうなったか聞いていませんし、やっぱり一般の関心がもう少し高まるようにして、それに応えるようなことをやらなければいけないと思います。非常に難しい話ですけれども。

委員：鹿は今、地元は諦めムードですね。結局有害鳥獣ですけれども、減ったとか被害が少なくなったとかが無いのです。増えているのです。ということは絶対数が増えていると思います。今のままだと本当にもう大変なことになると思います。滋賀県だけではないですが、隣の県の兵庫県では毎年何万頭撃っても減らないという話を聞いたことがあるのですが、いかに減らすかというのは相当な大きな対策というか、単なる有害鳥獣だけでは無理だと思います。国有林では、斜面緑化をするのですが、その岩盤に生えた草を全部食われてしまうのです。もういちごっこで、せっかく山腹が緑化しても鈴鹿の方では、だめになってしまいます。毎回毎回行くたびに、去年いなかったところにいたとかで、相当増えていると思います。有害鳥獣の保護管理計画で捕獲頭数も増えているのですが、それでは追いついていないような気がします。県だけでは難しいかもしれませんが、全体としてどうするかということをもう少しみんなに声をあげてもらって、総合的な対策をとれるようお願いしたいと思います。

事務局：今、計画はできましたと、それから今年度から琵琶湖森林づくり県民税を頂いて、大幅に県としては予算を確保しました。あとは市町の負担と捕獲体制というところに問題が移ってきているという認識です。やはり担い手の問題がひとつ大きくなってきています。もちろん今、猟友会の皆さんは非常に頑張って獲って頂いていますので、こちらは予算を付けた分、非常に頑張っているところでもありまして、それを何年か続ければ、少し被害が収まってきているような実感をもってらっしゃる市もちょっと出てきました。後は場所によって、例えば山側のほうはなかなか対策がいかないとか、そういう部分もやっていかなくてはいけないですし、担い手の確保という意味でひとつは農業者の方にも免許取って頂いて捕獲の担い手になって頂くということですが、あるいはもう少し猟友会の内部で、もちろん被害のあるところは人口は少ないですから、単純に猟友会の方も少ないですし、例えばそのへんもう少し出来ないかとか、それにはかなりハードルとしては高いものがあると思うのですが、やはりそういうところを何とかして詰めていかないと、そこが問題になってくるというような認識をしておりますので、今後もそういったことで模索していきたいと思っています。

委員：あくまで今日は保護区の視点なのですが、最初話がありましたように、鹿のことが地元のほうで再指定する際に非常にハードルになっていると、他の守るべき鳥獣が結局犠牲になってしまう可能性もあります。だからこの部分を地元の方に納得して頂くような対策をとっていかな

いとこれから再指定が厳しくなると思います。

部会長：いろいろ意見が出ていますが、これは一番最後の鹿ヶ瀬・黒谷に関しても全く同じことで、これも被害に関する話が出ていましたので、それを含めてまたご意見をお願いします。

委員：先程の再指定の件で、山奥は別として、里山的なところは恐らく再指定はダムとかそういうところではないかと思うのですが、狩猟圧の部分を取り除くということはすごく大きいんですね。狩猟で自由にいける、最近狩猟期間も長くもなってきましたし、狩猟圧をどうするのか考えた時に、やっぱり再指定出来なくなるのはおそらく、していかなくはいけないとは言いませんが、そうせざるをえなくなってくるのではないかと思います。そうならないためにどうしたら良いかという、やはりもっと戦略をもってやらないと、今現状いろいろと特定計画で鹿のやつは立派な計画は出来ているのですが、末端のハンターに何がくるかという、米原市一円でみんなに20頭とか、そういうのが来るのです。先ほど言われたみたいな、いろいろなあの手この手もあるのですが、ひとつは出し方でもう少し工夫をして、どこそこで何頭取って下さい、と。許可の出し方を変えるだけで私はコントロール出来ると思いますし、アメリカでやっているところのコントロールドハンティングというのですね。ちょっと違うかもしれませんが、ちょっとコントロールドハンティングの部分、プロフェッショナルハンティングにいけば、プロフェッショナルカラーですが、そういう人たちが、カリングをきちんとやっていけば良いのですが、カリングに行く前に、コントロールドハンティングで、もっと上手いこと有機的にですね、市町から出す有害でも、もっと細かくどこそこの例の何十頭の群れを取って下さい、という個体数調整、有害ではなくて、個体数調整の方でそれをやっていけるとおもうので、それだと急にいろんなものを変えなくてコントロールドハンティングもどきをやってみたらどうかと思います。

事務局：そうですね。市町の担当者の裁量というのはけっこう大きいですね。市町の担当者がどういう風に狩友会の皆さんにお願いするか。お任せするのではなくて、市としてどうしていくかという方針を伝えられているかどうかというところが大きいですね。

委員：猿なんかもそれでぐっと効果がでると思うのですが、米原市一円でみんな20頭と毎月毎月私の所にくるのですが、そうではなくて全部群れも滋賀県はすごくおさえていますから、A群でオス何頭、メス何頭、B群でオス何頭、メス何頭と、そうやってやれば、とりやすいところで、ただ意味もなければと数だけを捕らえるということも防げるし、もっと上手にできると思います。

部会長：この鹿ヶ瀬・黒谷のところでも、条件付き賛成が7名ということで、要するに条件が付いているけれども、とりあえず賛成はしてくれたわけで、この次何十年か、20年後ですかね、この方たちがまだお元気でいらっしゃるかは分かりませんが、もしいた場合に、結局前回条件付で賛成したけれども、何をしていたのかという事が続けば、まずいわけで、やっぱり本来は、高島市にも事情みたいなものをよく分かってもらって、さっき言った細かく捕獲数を割り当てるとか、そういった特別保護区みたいなところを特区のような地域にするとか、あるいは全く別枠で考えるとかして、期待に応えないと、ただ一応公聴会をやって、条件付きではあったけれども賛成だったからやっていきますと繰り返していくのは、なんだかあまりいいことではないような気がします。他いかがでしょうか？だいぶん話をしてきたのですが、ご意見

がもしありましたら。何か。

委員：私は滋賀県の森林組合という団体をまとめている団体の長をさせていただいているのですが、今日は鳥獣保護区特別保護地区の再指定をするかどうかということで、滋賀県民というのは、この中には公聴会で反対もあるわけなのですね？総じて滋賀県民というのは環境問題ということ、視野において考えたとき、琵琶湖をもっているということですね。環境問題という大義名分、これに逆らう人はいなくなってきた、ということだと思います。だから、鳥も獣もみんな大事にしましょうとか、水を大事にしましょう、空気を綺麗にしましょうということについては異議がないと思っています。そういう意味で私もこれで保護区が設定されればこれでよいと、いうふうに思っています。ところがこの大義名分のたてまえの会議に大きな大きな不満があると思います。それはどういうことかと言うと、ここに7人中1名が反対したとしたとか、何名が反対したとか、わずかな人の数の反対という意見が、これがものすごく地殻変動するがごとく大きな反対になってくるおそれがあると感じているのです。どういうことかと申しますと、昔から獣と人間というのは仲良く共生してきたわけです。早い話がカチカチ山の話もしかり、さるかに合戦もしかり、文福茶釜もしかり、桃太郎もしかり、金太郎さんもしかり、みんな動物と仲良く共生していたのですから、動物の命を慈しむことも、人間の命を慈しむことと同じようにしてきたので、それでいいのですが、今一方的に人間が被害を受けるというような事が里山近くで起こってきている。憎しという気持ちがものすごく爆発的に出てくると思うのです。これがある日突然起こる革命のごとく起こってきたときに、琵琶湖の環境問題は何を言っているのかと鳥獣保護は何を言っているのか自然保護は何を言っておるのか、そんなこと知るかというようなエネルギーになって出てくると、私はこれはもう大失敗だと思います。ですから美しいたてまえ論を一生懸命に言いつくした県庁の関係者は、このきれい事というたてまえ論を言った以上は里山に憎しみの心が爆発的に起こるようなことを防がないといけない。ですから、確かに個体数調整をされる猟友会に頼みましょうというような調子の良い事言っておられますが、これが出来れば苦労はないのであって、命を大切にしようという雰囲気が多いから獣を殺すということをもみんな嫌がってしまっている。基本的に猟友会の会員が減ってきている。こういう事になってきていますので、私は先ほどちらっとしゃべっておられました、琵琶湖環境税等ありますので、猟友会の人たちに頼んで殺してもらおうという、そこまでの話をせず、琵琶湖環境税というようなものをもっと有効な使い方をして、そうして人間と獣とが相反する、対立するような雰囲気を作らないように、有害対策をしていきましょうということをも県はもう少し積極的に分らないと、琵琶湖を守りましょうと、富栄養化現象を防ぎましょうと、琵琶湖条例を作って、やりましょうと言いだした県さんの言われたこと、これはあてにならないこととなります。私はこう思っているのです。出来るだけ早い機会に里山を荒らす獣を、これを何とか良い対策を講じることを真剣に考えてもらいたい、市町村任せでなく真剣に考えてもらいたい。琵琶湖のせっけん条例を作ったのと同じように、考えてもらって、里山の人間が自然保護地域、特別保護地域の獣とけんかをするような姿勢が生まれてこないように、考えてもらいたい。あとこれも、ちらっと申しますが、私は平成7年に台風で山の木がばっさりこけてしまいました。その木を切りまして、そして当時消費税が3%から5%にあがる前でしたので、買い換え需要ということで、木の値段が良かったので、こけた木でも良い値

で買ってくれました。一応木の処理はぜんぶ終わったのです。このへんは川道さんもよくご存じだとは思いますが、あと、植栽をしたらどうしても木にならない、全部鹿に食べられてしまう。平成7年から今日にいたってもまだ木にならない、どうしてもならない、ですから今自分の立場が愚痴を言う立場ではないのですが、やはり今日の問題を里山近辺で防ぐという事が非常に大事だと思います。私は保護区の指定についてはこれはこれとして結構なことだと思っておりますが、県としても真剣に考えてもらいたい。

部会長：ありがとうございます。このことは要するに自然との共生とも関わりがあるので、こっこの議題とも関わってきますので、たまたもしこちらの方でもしあれば。

部会長：岡田さんにかありませんか？

委員：やっぱり反対がこういう風に毎回出てきますし、実際にはもっと地元でしんどい更新をしているところが近年増えていますよね。原点にあるのはやっぱり鳥獣保護法ですか。この鳥と獣とを一緒くたにしている、この言葉がみんなに誤解を与えているのだと思います。もっと国に働きかけて鳥獣をばらすと言ったら言い過ぎですが、鳥で今問題が起こっているのは滋賀県ではカワウ、一般的に言えばカラスぐらいのものでありますよね。ですからその辺をどう無理に一言で行政をするのですから、いろんな誤解がみんなここに生じてきているのではないかと思っているのです。ぜひ機会があったら環境省のほうで文章を作っている人たちにですね、この辺をなんとか考えて頂きたいと、そうすればこの問題はもっとすっきりすると思います。今日保護区の更新の話をしているのですが、鹿をどうやって減らそうかという議論が8割9割になっていますので、本来の委員会からかなりずれた、でもこれ大事な問題でやっているわけですから・・・。

部会長：どうもありがとうございました。獣だって特定の獣以外は、被害はたいしたことはないですからね。そこのところはいろいろ議論のあるところだと思いますが。本題に戻りまして、今いろいろな脱線をしたり、それも重要なことでありますけれども、本題からはずれていますけれども、今日は3つの保護区について、そういった反対意見があったというデータもありますけれども、とりあえずこの書かれたものについて、こういう風に修正しようという事を具体的に議論したかったのですが、それはよろしいでしょうか？そしたらこの案の修正は必要ないということでこのままで答申をすると、われわれは答申をしないといけないので、そういう風にしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

部会長：どうもありがとうございました。では、次の議題に移ります。ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の見直しについて、事務局より説明願います。

事務局：(説明)

部会長：ただいまの説明事項について、ご質問、ご意見お願い致します。

部会長：要するに、具体的にどうということはなくて、とにかく5年ごとに見直すということになっていますので、見直しをしたいと。しかしその内容というのが、細かいのも入ってくるし、より専門的なことも入ってきます。実際部会を作ろうという話ですよ。

部会長：ここの説明の見直しのところで滋賀県の現状について、有害鳥獣の被害が多発しているということも書いてありますが、この大規模の開発リスクが減少したというのはこの計画にのって、なったと思いますか。それとも経済事情ですか？

事務局：経済事情です。

部会長：ですから外の要因というのはけっこういろいろあって、難しいところもあるのですが、そういったところも含めて、やっぱり見直しというのは必要ですね。さっき小林先生の名前がでましたが、生きもの保全のレッドデータブックのほうも見直しをやって、滋賀県はそういった点では近隣の県などでは一番まじめにこういった更新とかやっています。他に質問とかありませんか？

委員：ここでいろいろネットワーク化の事とかが出ていて、これを読ませて頂いたのですが、いろいろつながりの観点から森林とか里地とか水系などによるネットワークの形成とあるのですが、滋賀の山や、日本の山を考えた時に、人工林が半分を森林の中で占めているということで人工林の問題というのがこういう景観形成を考えていく時に重要になっていくと思うのですが、あまりそのことについては、違うかもしれないですが、触れられていなくて、触れられていたのが、人工林を強度間伐して針広混交林化するというのが一言書かれていたのですが、私専門が林学なので、強度間伐とか色々問題があると思うのです。こういうほとんど間伐されていないところを強度間伐したら、土砂流出の問題もあると思いますし、やはり針広混交林化していくのでしたら、丁寧な管理、計画が必要になってくると思うのです。だからどこを人工林として生産林として考えていくか、どこを天然林として戻していくのかとかそういうことを滋賀県全体の中で考えていって、そしてどういう施業をそれぞれしていくのかということを考えていかないと、先ほどの鹿の問題とか熊が里に出てくるとかいった問題も全てそういうことが関係してくると思うので、そこらへんをもうちょっと考えて欲しいと、これを少し読んで思いました。

事務局：ありがとうございます。特にネットワーク化の部分につきましては、長期構想を策定するというふうに計画にありまして、計画に基づきまして平成20年度に長期構想の策定をしました。それはざっと重要拠点区域、県の中でここは良いところだよというのを重要拠点区域として挙げまして、それらが基本的には、川ですね、水系、河川によってネットワークが結ばれている。図でイメージとして皆さんがつかめればそういう計画を作り上げます。今後はそれらを目標にして各施策を結合しながらネットワーク化をすすめていこうと思っています。ただ先生がご指摘頂ましたように、一步ふみこんだ、どこで天然林を再生し、どこに生産林を残しておくかまで踏み込んだ議論は確かに出来ておりません。今後、林業部門と話をしながら出来ることはすすめていきたいなと考えます。ご意見ありがとうございます。

部会長：今の話は要するに、そういった言葉の使い方については異論もあるけれども、ビオトープという言葉が、滋賀県の中で水を中心にこういう風にネットワークがつくというのはこの地図ができてやったのですが、そこにあるべき林がどうのこうのうというところまでは、議論はしていないのですよ。そのところというのは、寺田さんが今度もし委員に入れば、ぜひ考えていただきたいところです。今のご意見を伺って。

委員：今先生がおっしゃたように、針広混交林化は林野庁の森林計画のもとで進められていますが実際どのように施業するとかは決められてないのです。だから国有林もそういう取組をすると言いつつも、具体的にどこをどうやるかというのは、実施例がないのです。我々もやるとなったら試行錯誤の世界で難しいことだと思います。

部会長：この基本計画の中に、森林環境の再生という項目がありますから、そういったところで、

いろいろな方の意見を入れて、全体として将来どうしていくべきなのか、それによって鹿とか熊も共生はするけれども、それは増えてもらわないような林に住んで、総合的な観点から基本政策を作ってもらわないと仕方がないわけですから、非常に難しい話ではあります。

委員：そうですね。

委員：小さなことですが、質問ですが、資料6の2の滋賀県の現状のところの中程ですが、二ホンザルなど農林水産業等への被害も未だ多発とありますが、未だは何の意味ですか？

事務局：この基本計画を作りましたのは平成18年度で、この基本計画の中のひとつの大きなところで、野生鳥獣被害の防止という項目があります。それについていろいろ対策は進めてきて、ちょっと効果がでてきたところもあるのですが、やっぱり大部分では未だに被害が多く、そういう意味で書いております。

委員：それは今の実情を言いますと、未だ多発でなく、被害の促進をしたと変える方がいいのではないですか。ちょっと皮肉を言わざるを得ないのですが、この言い方がいかにもきれい事に言葉を発している状況になっているので、そんなきれい事を言っているような状況でもないと思います。それから先ほど、水系の話からネットワークの話がでましたが、河川の美化運動をしますね。皆さん川をきれいにしましょうという大義名分に逆らう人はありませんから、みんながきれいにするのは。あれをしたあとホタルがいるところの草をきれいに刈っているのです。ところが、ホタルというのは野生動植物と人間の共生に関する基本計画の中には入らないのですかね。昆虫ですから。野生動物にはいるのか？

事務局：昆虫は一応入ります。動物ですから。

部会長：そうしたらなぜ、草を刈って川をきれいにしましょうという美化運動をされるのですか？というのが疑問なのです。

部会長：それは参考資料のところに基本方針と長期的な目標というのがありますが、一番下の第2章というところに、(6)に野生動植物との共生に関する県民意識の向上というのがありますが、これが大きく関わってくるわけで、要するにホタルの生活史、つまり水がきれいだけではなくて、えさになるものがないといけないし、陸に上がって羽化して、陸に上がる経路がないといけないとか、オスとメスが出会えるような植生がないといけないとかをトータルとして、県民がちゃんと理解して、それに見合ったような方法の美化をすすめるといったような方針だとか、そういったところは未だにちゃんと隅々まで行き渡っていったいないようなのです。

委員：そうですね。今の社会の実情はそんなことはこまめに言わずに町内会からみんな川掃除に行って、普段会社に行って、会社の売り上げや会社の仕事をこなすだけにきゅうきゅうしている人たちが、ある日突然美化運動とか環境保全に目覚めて、川に行ってくれるわけですから、よほど上手く指導しないことにはこういう現象が増えてきていると思います。ここに指導という大切な事が残ってくると思います。ですからそれをどこかに基本計画の中に書いて、指導をしていかなければならないというところに、私はつながるものを作っておく必要があると思います。いや指導はみんな県民に自覚してもらえばいい、行政がそこまで指導しなくてもよいという意見として行政のほうから出てくると思うのですが、私はやはり今の段階では、指導は必要だと思います。美化運動をするにしても植生を大切にしましょう、いろんなことを大切にする観点から美化運動の期日をずらすとか、その部分だけはみんな決めてたところだけは残しま

しょうという指導をされたほうが良いと思います。滋賀県においては、他の県の事はよく分かりませんが、指導というものの難しさというものがある日突然ぱつときれてしまうのです。行政のプロジェクトをすすめていくうえで、指導というものが、県の本庁はある程度出来上がった、地方の出先機関にそれをおろした、地方の出先機関は市町村におろした、ということです。どこかで指導するということが少ない。早い話が、県立の高等学校は一番たくさんある、人口比率からいきますと、滋賀県なんです。それをこういう問題について高等学校でその勉強をさせたか、高校生がどれだけ参加したかということ行政がチェックされたかといったら、されてないですよ？一番教養を深める世代がその指導を受けていない状況になりますから、高校へ行ったらみんなアルバイトにうつつを抜かしてしまって他の教養は身に付かないということが起こってきますので、私は行政と教育委員会は性格が違うからひとつのバリアがあるのですが、私はこの計画をすすめるにおいては教育活動をするということは、どこかに書かれていないといけないのではないかと思います。これは他の事についても言えます。話が長くなりますのでこれ以上私は申しませんが、一度考えてみられたらいいと思います。

部会長：ありがとうございます。これは基本計画を作ったものを具体的にどう活かしていくのか、昇華させていくのかというのは、ここよりひとつ上の環境審議会なりそのレベルで、話されるべきことではあるのです。どこが責任を持ってやるのかとなるとなかなか難しい問題になるのですが、そういうことは確かに滋賀県だけでなく全国的に問題なのですよね。小学校の時は先生の話の聞いていろいろよくやったけど、中学、高校になるにしたがってそういう事に全然関心を持たないという風になってしまうのが日本の姿なのですよね。

委員：フローティングスクールで止まっています。

部会長：他いかがでしょうか？

委員：一応これ、長期計画なのですが、その進んでいく段階で、具体的に言えば、有害鳥獣の問題でも結局、今、言われたように、未だどンドンどンドン広がっていると、言われるけれども、地域ぐるみでやっていけて書いているけれども、地域ぐるみでさあやろうかと言った時点ではもう全然手が付けられない状態が殆どだと思うのです。その前の前段階で、ぼつぼつ出てきたなっていう時に抑えてしまえば比較的楽になるので、それを監視というか、組織的に知識を持った人が全県にぼつぼつと居て、被害の発生をある程度早く予知するっていうシステムですね、最終的に野生鳥獣と共生していても、あつれきがひょっと出てきたときに、それを早く見つけてそれをそこで切ってしまうないと、今と同じ状態になりますから、何かそういう組織が必要ではと思うのですけど。

部会長：ご意見ありますか？

事務局：多分それは、おっしゃる通りでありまして、今特に問題になっているのはカワウとニホンジカですけど、それが手遅れかどうか遅かったか早かったかというのは色んな議論があると思いますけど、一般論として早めに見つけて早くやる、その方が絶対楽なのは事実なので、とりあえず、カワウとニホンジカはこうなってしまったので、なった状態でどうするか考えても仕方ないのですが、その他のものが同じようにならないように、例えば植物のほうでナガエツルノゲイトウという植物があって、これは非常に繁殖力が強くて、いったん広がったら、絶対駆除出来ないところまでいきかねないのを、今はまだ初期段階なので、早めにつぶすというのは

やっています、早めに発見するためのシステム、植物の場合、種類を見分けるのは難しいので、なかなかいろんな人の参加というのは難しいのですが、県庁の中では見つけたらちゃんとうちに報告させて、早期発見、早期駆除というシステムは作ったりしているので、なるべくそういう風にやっていくと、種類ごとに、どうやるか違うのでしょうか、そういう発想は持っていて、鹿は若干遅れてしまったのだらうという意識はありますが、そういうのがどんどん増えていかに、危ないというのがあったら、どんどんは早めに押さえていく、という発想は持ってやろうとしているつもりです。

事務局：条例で被害防除推進員というのを、委嘱しています。13人県内にいるのですが、それをもう少し増やして、生駒先生が言われたように、ちょっと出た段階で、出たよという情報を早めに集めていただくようにすれば、この地域に出てきたから、今やりましょうということが分かると思うのですが、そういうアンテナが少ないと、言われるように、行政として声をつかんだ時にはもう専門家の人に頼まないといけないという形にまでなってしまうことになると思いますので、被害防除推進員さん13名の方で足りるかどうかというのは、足りると思いませんが、委嘱前から色々なことをやっていただいている方もおられますので、被害防除推進員という名前を持っている方をただ増やしても仕方がないと思いますが、いろんな方と協力を得ながらそういう事にも興味を頂いて、こういう事についてお互いが各市町のここへ連絡して下さい、ということを知周するようなものをまずは作って行って、そういう情報が早く市町に流れて、県のほうにも上がってくると、というような形をとっていく必要があるのかなと思います。

委員：アライグマにしてもヌートリアにしても滋賀県、全然いないような状態になっていましたけれども、けっこう前からいたのに全然その情報は県には入ってきていないですよね？

事務局：そうですね。

委員：ものすごく幅広い知識が必要なんですよ。だけど、それを住民の人に全部教えるのではなく、ある程度バラバラに教えてもいいと思います。今言われたように、十何人のモニターの人がいて、その人はそこそこの知識は持っているけれども、その人から、それぞれの住民の中で、好きな分野がありますよね？その中で一部の監視的な手足になってもらえるようなものがあれば、けっこう濃厚になるのではないかと思います。非常に難しいことかもしれないですが、何かバックアップがものすごく少ないような気がしますね、滋賀県の中は特に。他の県は被害が大きいため、そのあたりもクローズアップされているのだと思います。

部会長：ありがとうございます。基本計画ですから、基本計画の中ではそこまで詳しくは書かないけれども、この中で地域ぐるみの対策だとか、人材の育成であるとか、こういうことをやりますということは書いてあるけれども、それを5年間やって、やりますと言ったことはどういうふうになって、どういうふうになったのかという総括はどこかでされているのですか？

事務局：この機会にしていくと。

部会長：そういうことも含んで、専門の委員会で話をしていくと。それではそういった中で具体的に、今おっしゃられたようなことを、地域ぐるみの対策や、人材の育成とかが要するに、不足だったわけですよ。あるいは不足だったという見方も出来るわけで、そういうところにいかに重点的にしていくのかというところを考えて、それがうまくいくような運用を考えて、やっ

ていけるような政策をたてて、というしかないということになりますね。

委員：まさに部会長がお聞きになったことを私も聞きたいのですが、総括はどうなっているのか、というのは。これは日程スケジュールからいくと最終的には来年の3月で長そうにみえるのですが、実際中身をもむ時間というのはもちろん短くて、年内くらいですよ？そのすごく短い時間で、実際走らせてみてどうだったのかとか、すごく大変な作業だと思うのですが、非常に不安です。先ほど、平山委員がおっしゃった、針広混交林化の問題ですが、あれはこの数年で具体的に、特に国有林を中心に実験的なことをされているので、まだまだ分からないと言いつつも、野生動物、生物多様性を向上させるにはどのように森をいじったらよいかの実験とかをやられているので、できたら、そういうものも入手されて、というところまで本当は望みたいのですが、なかなか期間が短くて難しいような気がします。その中で出てきているのは、先ほどの話に戻りますが、生き物は住みやすいように針広混交林化、広葉樹の林に変えていこうとしたときにたちはだかっているのは、鹿の問題になっているというような事例もあって、じゃあ鹿の問題も解決して希少種も住めるような、じゃあ何を指すのかということ、そこに共通のビジョンを描かないと、大変ことになるのだけれど、行きつくまでの課程が難しい、という状況が今あって、そうなりながらも多分具体的に仕事をされているのは国有林がいろんなところで、赤谷とか、ああいうところで実際に森をさわってやっているのです。ぜひとも出来れば情報を、ひとつですが、全体の中のごく一部ですが、そういう情報も入れて、多少なりとも計画にある、強度間伐という書き方を直す時にそういうことも入れるとか、お願いしたいけど、ものすごく短い時間で本当に出来るのかなと非常に不安があります。

部会長：そうですね。非常に盛りだくさんの事をやられるので、それだけ専門性の高い事は専門の方にしか分からないところが多いですよ。

部会長：他いかがでしょうか。

委員：情報の集約と言いますか、今専門性があるものですから、ほとんどのことが縦割りになっていて、例えば獣のこと、県内の様子を誰かどこか、僕のイメージでは琵琶湖博物館なのですが、そこに専門員さんがいて、そこに報告をしておく、10年も20年も30年もデータベースとして残されていくような考えがあるのですが、今でしたらみんな個人の持っている情報というのはその人がボツすると、みんなボツです。ですから非常にもったいないわけで、それとか鳥をやっているものが他の分野の事を聞きたい、調べたいとなったときに、どこへ行ったらそういう情報が集約されているのか、などもこういう計画の中に今体制が出来ていないと思いますが、将来的には必要になってくるのではないかと思います。ですから今、非常に興味のある人が専門的に個人的に集めてそこのところにその分野の情報が集まっていると。それを5年ごとに掘りおこして見直しをかけて、レッドデータブックを作っていると、まさにその状態ですね。これをもうちょっと公的な立場のところでは貴重なデータを集めて、一元化出来ないものかと、その辺の構想はどこから出た事がありますか？

委員：それは長期構想に書いてあります。そのような情報データを一元的に把握出来る体制について検討します。と書いてあるのです。まさにできたのかな、ということだと思いますが。

部会長：生き物総合調査というのを始めた時にそれぞれのデータは県が管理している分布情報であるとか、そういうことを全てやるということを始めたんですよ。そうだったでしょう？

委員：そうですが、現実は出来ていないのです。

部会長：ところが、コンピュータシステムがおかしくなって、膨大なデータが使えない状態で、あれが続いていけばもう十何年になっていきますから、膨大なものになっているんですけど、そういったことができない。要するに県の自然部局にそういったデータを送っているということが、いいのかどうかという問題があって、ちゃんと維持管理が出来ない。やっぱり博物館であるとか、どこか県関係であるとかどこか中心にしてやるということをもう一度まじめに考え直したら非常に良いと思います。

委員：四つ足などは特に、生活しているところで、見かけたという情報をいっぱい集める事が今被害がどうのこうのと言っている、データベースになると思うのです。この通り、という格好ですね。

部会長：これはもう、今前に並んでいる方々とかボランティアの方々がそういう電話を受けてはコンピュータに入力して、ほ乳類部会のほうにこういうデータがありますよという風になるんですよね。

委員：市町も合わせてね。県庁に電話しにくいという人もたくさんいますので。

部会長：市町村にやってもらって、月に一回ずつ、これだけデータ出し合いましたというのをやってもらって、怪しいものはもう一度聞き直しをしてもらわないといけません。

委員：ごく単純な一行の事を積み重ねるのが、非常に大事だと思います。

部会長：そういった体制というのは、この共生に関する基本計画の中で入れられるべきことなのかどうかは別として、そういった意見があることをよく考えてもらってやらないと、やっぱり長期間かかって価値の出てくるものですから、そのうちやりますでは仕方がないので。そのほか意見はどうでしょうか？

委員：よろしいですか？私は点検とかに関心があるのですが、7月から11月というところで企画小委員会があって、最初のところには、本年度に内容の点検、評価を行うと書いてあるので、具体的にこの点検、評価というのがもう少し、どういう風にやられるのかということか、この点検は課としては、林業とか他の水産関係とか、そことも連携して・・・

事務局：それは当然、庁内の意見をまとめて、県庁として全体で点検します。

委員：どういう形で、プロセスとして点検、評価を進めて、どういう基準でとか、そのあたりをもう少し具体的にお願いします。

事務局：今考えておりますのは、特に点検、評価が必要なのは、第3章の施策について、単純に行ってきた施策がどういうことをやってきて、実績はどうだったのか、その結果、次期計画はどうするのか、どのような施策が出来ていましたとか、あるいはどのような施策を重点的にすべきだとか、そういう風な議論が主になると考えています。それで、今、事務局の方ですすめているのはこの施策について、いろんな施策がありますので、それらについて各担当課に全部投げかけて、この期間中の実績とかを集めています。考えておりますのは、この企画小委員会の中にはこの施策はこの期間中、こういう事がされましたよとか、県としての評価はこうですと、次期計画ではこういう風にしようと思っておりますと、取り合えず、一覧表を作ろうと思っております。その内容について、県としてはこうですけど、それは甘いでしょうか、そういったご議論を企画小委員会の中でしていただくのかなというイメージを持っています。

委員：評価とか点検とかは、すごく大変なことなので、それがかなりおおざっぱにやるのか、けっこうちゃんと点検をするのかということ、作業もいろいろ違ってきますよね、多分ここでの関心としては、現実的にどうなっているのかということを実施の人だけではなくて、実際の現状も踏まえながら、やっていく作業がいるのではないかと思います、そういった情報が少しでも入る中で作業をしてもらえたら良いのですが、仕組み上、吸い上げて、現場を確認するか、できますか？

事務局：企画小委員会で現場に行くことはあるかという御質問ですか？

委員：そういうのがさっきのいろんな情報を吸い上げるという話もあったのですが、基本的にはいろんな情報が吸い上がってきていて、そういう風ないろいろな地域からの情報と施策をやる側とかいろんな人たちの総合評価として、これに対して今どうなのかという風に見る方がいいのですよね？

事務局：まさに時間が何かを示している、という事がありますので、時間の制約の中で、ということになります。できるだけことはやっていこうと思っております。

委員：私が危惧しているのは、文面がちょっとだけ変わって、次の計画に行ってしまうのではないかということです。この期限のなかでやると、もう少し頑張りましょうというところとか、ちょっとした基本計画の中の文面が変わるだけぐらいの作業になるのではないかと。

事務局：多分計画自体は文字がよくできていると思うので、すごく根っから変わるということは無いと思います。それに至る点検をどこまで全部網羅的に詳しくやるかっていうとまたそれも限界があるかもしれないので、よりキーとなる施策とか、重要な施策があると思うので、メリハリをつけてちゃんと点検をしていって、その結果としての計画の見直しはそんなに、大幅に変わることはないのではないかと想像していますが、重要な施策はちゃんと本当の意味での点検をしていくということだと思っております。

委員：この基本計画がそんなに変わらないということが悪いということではないのですが、これに沿って現実が動いていないとか、思ったようにいっていないところをどう変えていくのかというようなどころの連携だとか実際の動きにどう反映されていけるのかという事がすごく大事だと思うのですが、今までの経験的に言うと、この文章だけちょっと変わって、他があんまり動いていかないような部分がある時もあったなと思ったので、今回はぜひその辺の部分に重点をおいてやって、私も委員の責任はありますから、いけると良いかなという風に思います。

委員：私も今深町先生がおっしゃったことと同じ趣旨のことを考えていたのですが、計画をつくるということにきちっとスケジュール取りをしてけっこうです、出来ましたねということで終わるのか、その計画をどこまでしたかということの評価してまで、終わるのか、その計画通りすすめるようにこういう努力をみんなですましたというところまでいくのか、私はそこが一番大事だと思います。ですから針広混交林の話が出ていましたが、間伐をしてみると国有林さんの間伐の仕方と我々の民有林の間伐の仕方とはまた性格が違ってくるのですね。その辺り難しいものがありますので、一言では言えない部分がありまして、なにかにつけてそういう風な部分がありまして、計画はあげました、しかし実際にいく上でどこまでどういう風な努力をするのかという、推進の仕方ですね。ここに推進という言葉がでてきているのですが、推進

の仕方をきちっとふみこんで担当のほうに検証しましょうというのを言っていないと、絵に描いたものであると、また次の二の足はまた5分の訂正をして出すと言うことになるのではないかと心配してしまいます。計画をいかに推進するかということを一回計画してもらいたいと思います。

委員：似たようなことではあるのですが、おそらく計画の見直しを具体的に変えるところはきっとそんなに無いと思います。ですからせっかくの機会なので、先ほど課長がキーとなる施策とおっしゃったのですが、全部をやると、どうしてもなく時間が無いので、例えばアライグマ問題の対策をこうしました、こうなりました、だがアライグマは県内でどんどん広がっていますとか、その辺りを、例えば、まとめて頂いて、いくつか選んで、重要なことを、これはまったなし引けないようなことについて見直す機会にして頂くと、もう少し具体的なものにつながるような機会にして、中身のどうしても直さないといけないところはちゃっちゃと終わって、という風な場にしたらどうかと思います。

部会長：この基本計画の一番最後に、基本計画の点検、見直しという項目があって、必要に応じて見直しをしていきますという風に書いてありますが、要するに見直しというのは、ちゃんと反省をするとか、評価をするとか、そういったところをこの委員会でしっかりやって、文面に反映させるべきところは変えていったらいいのではないのでしょうか。細かいところはたくさんあると思いますが、大筋はそんなところでよろしいでしょうか？そうしましたら、この議題は専門性が高い議案ですので、小委員会のほうで、計画の原案を作成していただくと。時間的には結構厳しいですが、次回の部会に提出していただくということでお願いしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

各委員：(異議なし)

部会長：それでは、滋賀県環境審議会議事運営要領第8条の規定に基づき、「野生動植物との共生に関する企画小委員会」を設けることとします。同要領第8条2項に小委員会に属すべき委員および専門委員は、部会長が指名することとなっていますので、部会からは須藤委員、寺田委員、深町委員の3名の方、お願いしたいと思います。

別に、専門委員として、滋賀県立大学名誉教授の小林圭介さん、同志社大学大学院総合政策科学研究科教授の新川達郎さん、山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会の藤本秀弘さんの3名をお願いすることとし、計6名を指名しますので、よろしく申し上げます。次回は小委員会で作成していただいた計画の原案について審議したいと思います。それでは、この議題についてはこれで終了したいと思います。

部会長：本日予定しておりました議事は以上でございますが、その他で事務局から何かあればお願いします。

事務局：滋賀県自然記念物というものがあまして、その中で「立木神社のウラジロガシ」を指定しているのですが、それが枯れてきたため、指定の解除をするのか、という意見が出ておりますので、その経過について説明いたします。

事務局：(説明)

部会長：ありがとうございます。要するに、まだ報告のみ、という段階ということですね。

部会長：

それでは、これで本日の自然環境部会を終了いたします。委員の皆様には長時間熱心に御審議をいただき、ありがとうございました。それでは司会を事務局にお返しします。

事務局：

委員の皆様には、熱心に御審議いただきありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえ、種々の対策を進めて参りたいと思います。ありがとうございました。